

## 適切な用語

子どもの性的虐待に関する素材を扱う大半の法律執行機関が、児童の性的虐待の画像について説明する際に「児童ポルノグラフィー」という誤解されやすい用語の使用をやめる時期に来ていると確信している。

## 児童虐待はポルノグラフィーではない

子どもの性的な画像は「虐待」または「搾取」であり、決して「ポルノグラフィー」と表現されるべきものではない。

ポルノグラフィーとは、性的快楽を目的として一般大衆に（ほぼ）合法的に広まっている、合意の下での性的な行為を行う成人に対して使用する用語である。児童虐待画像はポルノではない。このような画像には、同意できないあるいは同意しそうな子どもや、犯罪の被害者である子どもが含まれている。

児童虐待の画像は、進行中の（児童の性的虐待という）犯罪の証憑である。

## 重大な犯罪には深刻な定義を

このような児童虐待画像を見て欲情する大人は、その子どもが虐待されているのかどうかに関心であったり、それが事件であるとの認識すらなかったりする場合もある。児童虐待画像を「児童ポルノ」、「幼児ポルノ」などと呼ぶことにより、別の種類のポルノグラフィーのように、それらの虐待画像が何らかの許容されうる合法的なものだと思わせてしまうのだ。

児童虐待画像を見る大人はまた、その素材を所有したり売買したりすることで児童に対する自らの性的欲求のはけ口にしており、これは、彼らが接触する子どもに対する犯罪の原因になりかねない。

「幼児ポルノ」と「児童ポルノ」という用語は、犯罪者が使用するものであり、警察、司法機関、公共機関、メディアが使用する正当な用語であってはならない。

一部の国の法律、または児童の性的虐待を扱う警察内の部署でさえも、「児童ポルノグラフィー」などの用語が使用されている可能性があり、この用語を避けることを難しくしている。

このような定義や名称は、人々が性的虐待の影響をよく理解していなかった時代を反映したものだが、法改正により定義や名称は徐々に変わってきており、被害者にはさらなる保護と権利が与えられるようになってきている。警察及び司法当局は、専門用語に対して

正確を期することで、このような変化に対処すべきである。

性的虐待を受けて写真を撮られた子どもたちは、保護を受け配慮されるべきであり、受けた虐待の深刻さを「ポルノ」という言葉で矮小化してはならない。

### 推奨される用語

正確な定義が不可欠である。このような素材のより正確な定義は次の通りである。

- 「児童の性的虐待の実例」
- 「児童の性的虐待を示す素材」
- 「児童の性的搾取を示す素材」
- 「児童の性的虐待の描写」
- 「児童の性的虐待画像」
- これらの略語は「CAM」、「CEM」、「CAI」である。

原文

<http://www.interpol.int/en/Crime-areas/Crimes-against-children/Appropriate-terminology>